

(様式2)

## 京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例(案)の概要

### 1 制定の背景

- ① 地域には様々な人が暮らしている。
- ② 様々な障害のある人がいる。
- ③ 様々なコミュニケーション手段がある。
- ④ 障害の有無、程度に関係なくあらゆる活動に参加できるためには、コミュニケーション手段の確保が重要である。
- ⑤ 障害の理解と障害の特性に応じたコミュニケーション・情報取得手段の選択の機会の確保が図られるよう環境づくりを進める。
- ⑥ 共に地域のまちづくりを担う一員として共生社会の実現を目指す。

### 2 条例の骨子

条例では、目的、基本理念、市の責務、市民の役割、事業者の役割、施策の基本方針、施策の推進、用語の定義を示します。

#### (目的)

この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を明らかにするとともに施策の基本的な事項を定めることによりその施策を総合的に推進し、全ての市民が、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら誰もが繋がりが合い、地域のまちづくりを担う一員として力を合わせ、共生社会を実現することを目的とする。

#### <解説>

条例では、障害の特性に応じたコミュニケーション手段があること、その利用の促進を図るため基本的な事項について定めています。

基本理念、市の責務、市民、事業者の役割、施策を推進するための基本方針を定めることにより、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが繋がりが合い、障害のある人もない人も地域のまちづくりを担う一員として力を合わせ、共生社会を実現することを条例の目的としています。

#### (基本理念)

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が多様な障害の特性と障害による社会的障壁を踏まえ、それぞれのコミュニケーション手段の重要性を理解し、情報の取得または利用のための手段についての選択する機会が確保されるとともに、全ての市民が相互に人格と個性を尊重され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを基本として行わなければならない。

### <解説>

本市において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を進めていくうえで、基本となる理念（考え方）を示しています。

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、市民が障害には様々な障害があり、その障害特性に応じたコミュニケーション手段があること、障害による社会的障壁（バリア）をなくすための配慮について理解し、障害の有無や程度に関係なく、全ての市民が相互に人格と個性を尊重され、生まれながらに基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられることを基本として、利用の促進を行わなければなりません。

市民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段の重要性を理解し、障害特性に応じたコミュニケーション手段が選択でき、利用できる機会が広がるよう取組みを進めることが大切です。

### （市の責務）

市は基本理念に基づき、共生社会の実現を目指し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

### <解説>

市の責務として、基本理念に基づき、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策（取組み）については、「心のバリアフリー運動」の一環としてより充実を図り、障害に対する市民や地域への理解を広めていくために障害のある人と共に多様な機関と連携しながら進めていくことが大切です。

また、施策の基本方針を示し、第3次京丹後市障害者計画（平成30年度～平成35年度）の基本理念ならびに施策と合わせ推進していきます。

### （市民の役割）

市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### <解説>

障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で生きる喜びを感じながら暮らせる社会の実現を目指すためには、市民の理解と協力が不可欠です。市民は基本理念に対する理解を深め、それぞれの障害の特性とその特性に応じたコミュニケーション手段を理解し、施策に協力するよう努めます。

## (事業者の役割)

事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、その従業者である障害者及び当該事業を利用する障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通ができる環境となるよう合理的配慮の提供に努めるものとする。

### <解説>

市内の企業、商店、施設、団体等は基本理念に対する理解を深め、それぞれの障害の特性とその特性に応じたコミュニケーション手段を理解し、それぞれの事業やサービスを利用される障害のある人、また当該事業所内で働く障害のある人がコミュニケーションが円滑に図れるよう、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供に努めるものとします。

## (施策の基本方針)

市は、この条例の市の責務を果たすため次に掲げる施策を推進するものとする。

- ① 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解の促進に関すること。
- ② 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に関すること。
- ③ コミュニケーション支援従事者等の確保に関すること。
- ④ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信と支援に関すること。
- ⑤ 市内小中学校や保育所、認定こども園、事業者等が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する理解の促進に係る活動の支援に関すること。
- ⑥ 市職員に対し、障害の合理的配慮をはじめ障害の特性に応じたコミュニケーションに関する研修の実施に関すること。

### <解説>

- ① 出前講座や交流の機会を創出し、障害のある人やその家族に協力を求め、講座や教室で市民へ障害者理解と障害特性について伝え、交流の機会を広げていきます。また、障害者週間や各行事を利用し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解の啓発事業やリーフレットの作成、ケーブルテレビ等を活用した障害特性に合ったサポートや手話での挨拶を紹介するなど理解の促進に努めます。
- ② 地域や企業に対して手話教室等の開催をしたり、手話や要約筆記奉仕員養成講座、社会福祉法人等で実施している点訳・朗読奉仕員養成講座の受講の周知等に努め、多くの市民が学習できる機会が増えるよう広報活動に努めます。
- ③ 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者その他障害のある人の意思疎通の支援者の人材の確保は欠かせません。しかし、支援者の高齢化や勤務形態が不規則なことから人材の確保が困難な状況です。手話や

要約筆記者の養成講座や点訳等を学ぶ講座の開催は、聴覚や視覚障害者等の当事者団体、ボランティア団体や社会福祉法人などの関係団体と協力と工夫をしながら実施し、人材の確保に努めます。

- ④ 音声による市広報紙や目で見てわかる緊急通報や防災無線の文字表示などの情報発信など、市政情報の発信方法について、障害特性に応じた手段が利用できるよう努めていくこととします。  
また、災害時においても関係機関や地域と協力し、必要に応じたコミュニケーション手段が確保できるよう体制整備の検討を進めていきます。  
手話通訳者・要約筆記者の派遣事業、日常生活用具の支給を実施し、情報や意思疎通の支援をしていきます。
- ⑤ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害者理解の学習や合理的配慮の提供、障害者の雇用に向けた支援について、市内小中学校や保育所、認定こども園、企業等が活動できるよう情報やリーフレット等の提供、相談や講座等の支援をしていきます。
- ⑥ 市は市職員に対し、障害のある人への合理的配慮をはじめ障害の特性に応じたコミュニケーション手段や障害のある人の状況に応じた窓口対応等に関する研修を行います。

#### (施策の推進)

市は前条の施策の基本方針に基づいた施策の推進について、事業者や団体等から実態の情報収集を行い、「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」等において意見を聴くものとする。

#### <解説>

手話の普及、及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、事業者や当事者団体から環境や意識の変化等の声を聴き、また「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」等においても実態や意見を聴くものとします。

### 3 用語の解説

- ① 障害： 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害
- ② 障害者： 障害がある者であって、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- ③ 社会的障壁： 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- ④ 合理的配慮： 障害者差別解消法が定める社会的障壁を除去するための配慮
- ⑤ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段： 手話、要約筆記、点字、音訳、

筆談、代筆及び代読、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図など

- ⑥ コミュニケーション支援従事者： 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者その他障害のある人の意思疎通の支援等を行う者

#### 4 施行の期日

公布の日からの施行を予定しています。